二三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二〇年法律第二三号）の一部改正関係

外国公益法人等の平成二四年四月一日以後に開始する各事業年度の所得に対する法人税率を一九パーセント（改正前二二パーセント）とした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一条関係）

二四　その他

1　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

2　納税環境の整備に向けた検討

政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとした。（附則第一〇六条関係）

◇経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（法律第一一五号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈡　道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした。（第五三条関係）

㈢　平成二五年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその一〇分の一に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。（附則第七条関係）

2　事業税

欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第七二条の二三関係）

3　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

㈠　道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき六四四円引き下げ、市町村たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき六四四円引き上げることとした。（第七四条の五及び第四六八条関係）

㈡　旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき三〇五円引き下げ、市町村たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき三〇五円引き上げることとした。（附則第一二条の二及び第三〇条の二関係）

4　その他

㈠　更正の請求並びに更正及び決定の期間制限について、次の措置を講ずることとした。（第一七条の五、第一八条及び第二〇条の九の三関係）

(1)　納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を五年（改正前一年）に延長すること。

(2)　(1)の改正に併せ、地方団体がする更正及び決定の期間制限を五年（改正前三年）に延長すること。

㈡　総務大臣が地方税に関する法律に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととした。（第一八条の四関係）

㈢　内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定を設けることとした。（第二二条の二及び第七二条の四九関係）

㈣　徴税吏員等は地方税に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示又は提出を求めるとともに、当該物件を留め置くことができることとした。（第二六条、第七二条の七、第七二条の四九の五、第七二条の六三、第七二条の八四、第七三条の八、第七四条の七、第七七条、第一一六条、第一四四条の一一、第一四四条の三八、第一五五条、第一八八条、第二六四条、第二九八条、第三五三条、第三九六条、第四五〇条、第四七〇条、第五二五条、第五八八条、第六七四条、第七〇〇条の九、第七〇一条の五、第七〇一条の三五、第七〇七条及び第七三三条の四関係）

㈤　総務省の職員で総務大臣が指定するものが行う法人の事業税、個人の事業税、軽油引取税又は固定資産税に関する調査に係る質問検査等について、次の措置を講ずることとした。（第七二条の四九の五～第七二条の四九の一〇、第七二条の六三～第七二条の六三の五、第一四四条の三八～第一四四条の三八の五及び第三九六条～第三九六条の五関係）

(1)　総務省の職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、原則として、あらかじめ調査の相手方等に対して実地の調査の開始の日時及び場所等の事項を通知すること。

(2)　調査の終了時においては、当該調査が終了した旨等を、原則として、書面により通知し、又は説明すること。

5　前記4の㈢の改正は公布の日から起算して二月を経過した日から、1の㈠及び2の改正は平成二四年四月一日から、1の㈢並びに4の㈡、㈣及び㈤の改正は平成二五年一月一日から、3の改正は平成二五年四月一日から、その他の改正は公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一一六号）（総務省）

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正関係

1　題名を「東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応するため、平成二三年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の特例として、一兆六、六三五億二、五一二万六、〇〇〇円を加算することとした。（第一条及び第二条関係）

3　平成二三年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。（第三条関係）

4　震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。（第四条関係）

5　震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。（第五条関係）

二　地方交付税法の一部改正関係

地方団体が東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二三年度から平成二七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために平成二三年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費を、平成二四年度以降において、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとすることとした。（附則第六条の四関係）

三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正関係

平成二三年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための不動産取得税に係る特例措置による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に加算する特例を設けることとした。（第一〇条関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（法律第一一七号）（財務省）

1　総則（第一章関係）

㈠　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成二三年度から平成二七年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政